

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった別紙記載の公開請求(以下「本件請求」という。)について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 平成28年10月27日(受付は同日)、審査請求人は、岩出市情報公開条例(平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年11月9日、実施機関は、本件請求に対して、「請求文書が存在しないため」との理由により、拒否する旨の決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 同年11月24日(受付は同日)、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨及び理由

- 1 岩出市長が、平成28年11月9日付岩財務第193号で行った拒否の理由は記載されていない。

岩出市長が特定した請求文書とは何か

「開示拒否処分には理由を提示しなければならない」(行政手続法8条第1項)規定に違反する。

情報公開条例に基づき開示請求した公文書名又は内容：

- ① 「岩出町時代大字上三毛字北原、字岩之谷、字長谷が、岩出町大字船戸字北原、字岩之谷、字長谷と地名変更された経緯の分かる公文書」
- ② 「大字船戸の配下となった北原、岩ヶ谷、長谷となった根拠となる公文書」

①に記載する地名変更のいきさつがわかる公文書とは、昭和31年8月8日官報第8884号総理府告示第340号のことであり、この公文書が存在しないとすると岩出市長は虚偽公文書作成罪、同行使となる。

②「大字船戸字北原、同字岩ヶ谷、同字長谷となった根拠となる公文書」が存在しないと記載されていないため、罪にならないが、「大字船戸字北原、同字岩ヶ谷、同字長谷」の地名変更したことは違法行為である。

以上、犯罪行為、違法行為となる当該公文書公開請求拒否通知書は、犯罪行為であるから取り消し、関連する地籍調査等無効にすべきである。

2 情報公開条例に基づく請求者は、「国民の知る権利」に基づき請求した。

- ① 公的情報は公開が原則である。
- ② 非公開は例外であり、具体的に定められること。
- ③ 公開を拒否された場合には、それについて不服を申し立てることが出来、救済措置が保護される。

地方自治法第2条[・・・自治行政の基本原則]第三項の事務に類する岩出町外4ヶ村合併促進協議会協定書に基づく「小字船戸を大字とする」事務に基づく、「大字船戸」の配下に、第八項都道府県が処理しなければならない事務を誤って行い、告示とは反する第7条第1項境界の変更の規定に違反して、岩出町（市）は処理した。

「請求文書が存在しない為」公開拒否とは、行政の国民に対する「公開の原則」から「公文書の件名又は請求文書を特定出来る内容を詳細に記載させる義務」を負わせ、特定出来たのであれば、「特定した請求文書名及び、内容」を記載するのが「憲法第13条知る権利の個人の尊厳」である。

「お前の請求したそんなものはあるか」と吐き捨てるが如くの対応は、「開示拒否処分には理由を提示しなければならない」(行政手続法第8条第1項)規定に違反する。

元々「大字船戸」の由来は、第7条第1項境界の変更の規定に基づく告示が優先されるべきものを、反して行った誤りに基づくから地方自治法第2条第15項規定に違反する。

「請求文書不存在」は当然のこと「文書不存在」による根拠不存在で「大字上三毛」を大字船戸字北原、字岩ヶ谷、字長谷と法務局に登録したことこそ犯罪行為である。

認める事は、同項法令違反の事務を処理したことであり、都道府県条例にも違反するから地籍調査そのものを無効として取り消せ。

第4 実施機関の説明

岩出町大字船戸字北原、字岩ヶ谷、字長谷のそれぞれの字は、昭和31年の町村合併に伴い、小倉村大字上三毛字北原、字岩ヶ谷、字長谷のそれぞれの字から変更されたものと思われる。

昭和31年の町村合併に関する文書については、岩出市においてその管理が確認できたものは、昭和31年7月7日付で和歌山県知事あてに提出した申請書の控え（平成26年8月18日付公開請求に基づき審査請求人に対して公開した文書）だけである。

当該合併時の事情等を知る職員もおらず、その文書自体の有無を確認す

ることができない。

第5 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

審査請求人は、大字上三毛に属すべき字北原、字岩ケ谷、字長谷が、大字船戸に属することとなった経緯のわかる公文書の公開を求めている。

一方、実施機関は、岩出町大字船戸字北原、字岩ケ谷、字長谷のそれぞれの字は、小倉村大字上三毛字北原、字岩ケ谷、字長谷のそれぞれの字から昭和31年の町村合併に伴い変更されたものと思われるが、昭和31年の町村合併に関する文書について、その存在が確認できた文書は、平成26年8月18日付けで申立人からの公開請求に基づき公開した「昭和31年7月7日付で和歌山県知事あてに提出した申請書の控え」だけであり、当該合併時の事情等を知る職員もおらず、その文書自体の有無を確認することができないとしている。

このことから、対象となる公文書が存在しないとする実施機関からの説明について検討を行った。

合併時の事情等を知る職員もおらず、その文書自体の存否を確認することができないとする実施機関の説明については、昭和31年という60年も前の事案であるということからも何ら不自然、不合理な点は認められない。また、永久保存文書などの重要文書を保管するロッカーのほか書庫などを調査したが確認できなかったとする実施機関の説明についても、実施機関が「昭和31年7月7日付で和歌山県知事あてに提出した申請書の控え」を公開していることや和歌山県においても昭和31年の合併に関する公文書が開示されていることから対象となる文書を隠蔽する理由はないと考える。

よって、本件請求の対象となった文書は存在しないと考えるのが相当である。

2 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、その他地籍調査を無効とすべきなどの種々の主張をしているが、当審査会は、条例第13条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公開可否決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・12・2	実施機関からの審査請求に係る諮問書の受理
H28・12・6	審査会から実施機関に対して弁明書の提出依頼
H28・12・8	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H28・12・14	審査請求人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付 と反論書の提出依頼 （審査請求人から反論書の提出なし）
H29・3・7	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・実施機関担当者から説明の聴取
H29・5・15	諮問に対する答申を行うための審査会の開催

【別紙】

本件公開請求の内容

岩出町長時代大字上三毛字北原、字岩之谷、字長谷が岩出町大字船戸字北原、同字岩之谷、同字長谷と地名変更された経緯のわかる公文書又は大字船戸の配下となった北原、岩ヶ谷、長谷となった根拠となる公文書の原本開示。